

品川区男女共同参画推進行政連絡会議設置要綱

昭和55年	9月	1日	区長決定	平成21年	4月	1日	一部改正	
昭和57年	12月	8日	一部改正	平成21年	10月	1日	一部改正	
昭和60年	5月	23日	一部改正	平成24年	4月	1日	一部改正	要綱第194号
平成3年	4月	1日	一部改正	平成24年	12月	28日	一部改正	要綱第223号
平成4年	4月	1日	一部改正	平成27年	4月	1日	一部改正	要綱第331号
平成10年	4月	1日	一部改正	平成30年	3月	1日	一部改正	要綱第24号
平成11年	4月	1日	一部改正	令和2年	6月	1日	一部改正	要綱第130号

(設置)

第1条 品川区の男女共同参画施策の積極的推進を図るため、品川区男女共同参画推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会のための品川区行動計画の推進に関すること。
- (2) 品川区における男女共同参画推進施策の総合調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画推進施策全般に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長および委員で組織する。

2 連絡会議に幹事を置く。

(会長)

第4条 会長は、総務部長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事)

第6条 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事は、連絡会議の所掌事項について、会長および委員を補佐する。

(会議の招集)

第7条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年 9月 1日から施行する。

(省 略)

付 則

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- (1) 企画部長
- (2) 総務部長
- (3) 地域振興部長
- (4) 文化スポーツ振興部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康推進部長
- (8) 品川区保健所長
- (9) 都市環境部長
- (10) 防災まちづくり部長
- (11) 教育委員会事務局教育次長

別表第2（第6条関係）

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 企画部 | 企画調整課長 広報広聴課長 |
| (2) 総務部 | 総務課長 人権啓発課長 人事課長 |
| (3) 地域振興部 | 戸籍住民課長 商業・ものづくり課長 |
| (4) 文化スポーツ振興部 | 文化観光課長 |
| (5) 子ども未来部 | 子ども育成課長 子育て応援課長 |
| (6) 福祉部 | 高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長
障害者福祉課長 |
| (7) 健康推進部 | 健康課長 |
| (8) 品川区保健所 | 生活衛生課長 |
| (9) 都市環境部 | 都市計画課長 |
| (10) 防災まちづくり部 | 防災課長 |
| (11) 教育委員会事務局 | 庶務課長 教育総合支援センター長 品川図書館長 |